三木市高齢者福祉計画
第８期介護保険事業計画
【概要版】

1 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画（高齢者福祉計画）と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。

介護が必要になっても、住み慣れた地域の中で、自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりを目指しています。

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

（2）日常生活圏域の設定

三木市では、市民が日常生活を営むために行動している範囲を基準とした「日常生活圏域」を設定しています。

日常生活圏域（大圏域）は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を考慮して、「①東部生活圏域（吉川地区、口吉川地区、細川地区）」「②西部生活圏域（三木地区、三木南地区、別所地区）」「③南部生活圏域（志染地区、緑が丘地区、自由が丘地区、青山地区）」の3つを設定します。

■日常生活圏域別の人口及び認定者数等（令和2年9月30日現在）

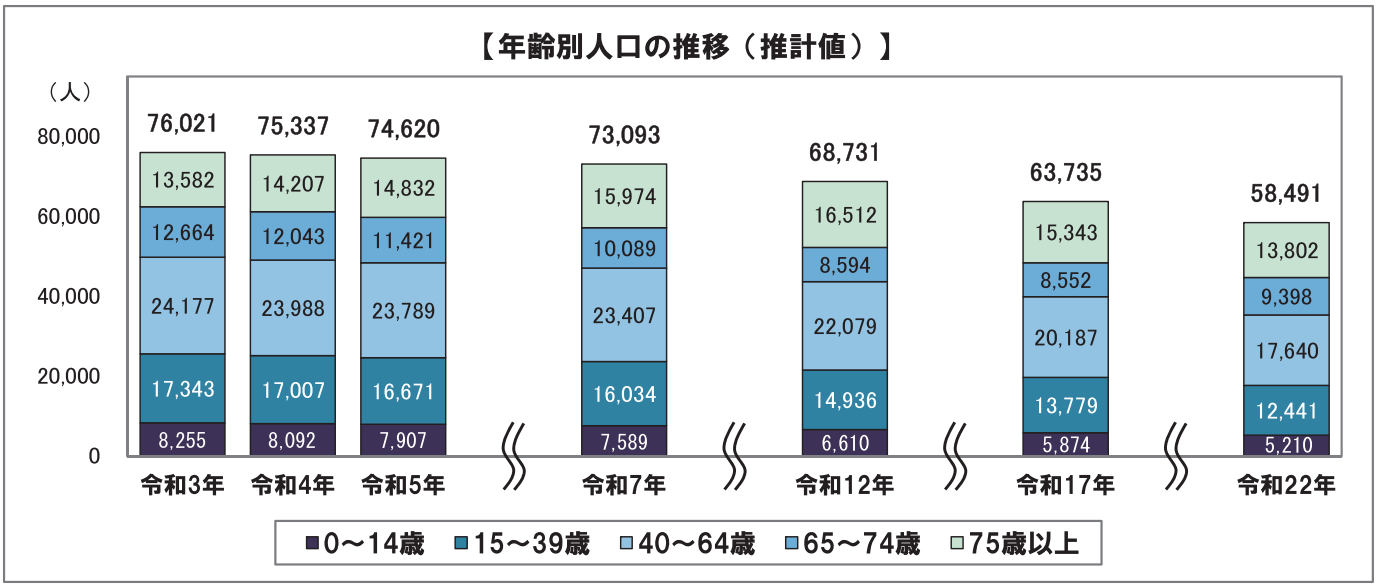
大圏域	東部生活圏域			西部生活圏域			南部生活圏域			
小圏域	吉川	口吉川	細川	三木	三木南	別所	志染	緑が丘	自由が丘	青山
人口（人）	6,989	1,640	1,906	20,670	5,868	6,353	2,523	9,067	15,925	5,729
高齢者数(人)	2,459	679	828	6,569	1,542	2,230	980	3,690	5,686	1,504
高齢化率（%）	35.2	41.4	43.4	31.8	26.3	35.1	38.8	40.7	35.7	26.3
認定者数（人）	477	132	152	1,200	257	384	208	568	755	182
認定率（%）	19.4	19.4	18.4	18.3	16.7	17.2	21.2	15.4	13.3	12.1

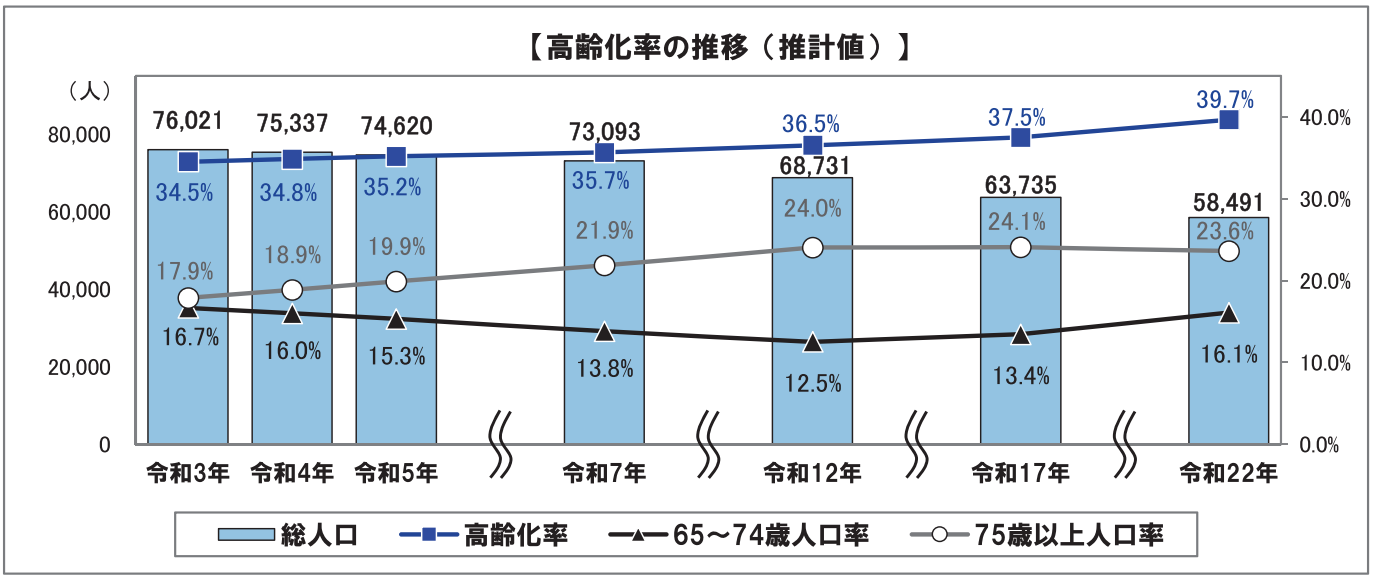
2 将来推計

(1)人口の推計

令和 22(2040)年の人口は、令和3年に比べて、総人口は 17,530 人(23%)の減少、65 歳以上の高齢者人口は 3,046 人(12%)の減少が見込まれます。

また、高齢化率は、令和 22 年には約 40%と、現在よりも約 5%の増加が見込まれ、総人口に占める後期高齢者(75 歳以上)の比率が大きく増える見込みとなっています。

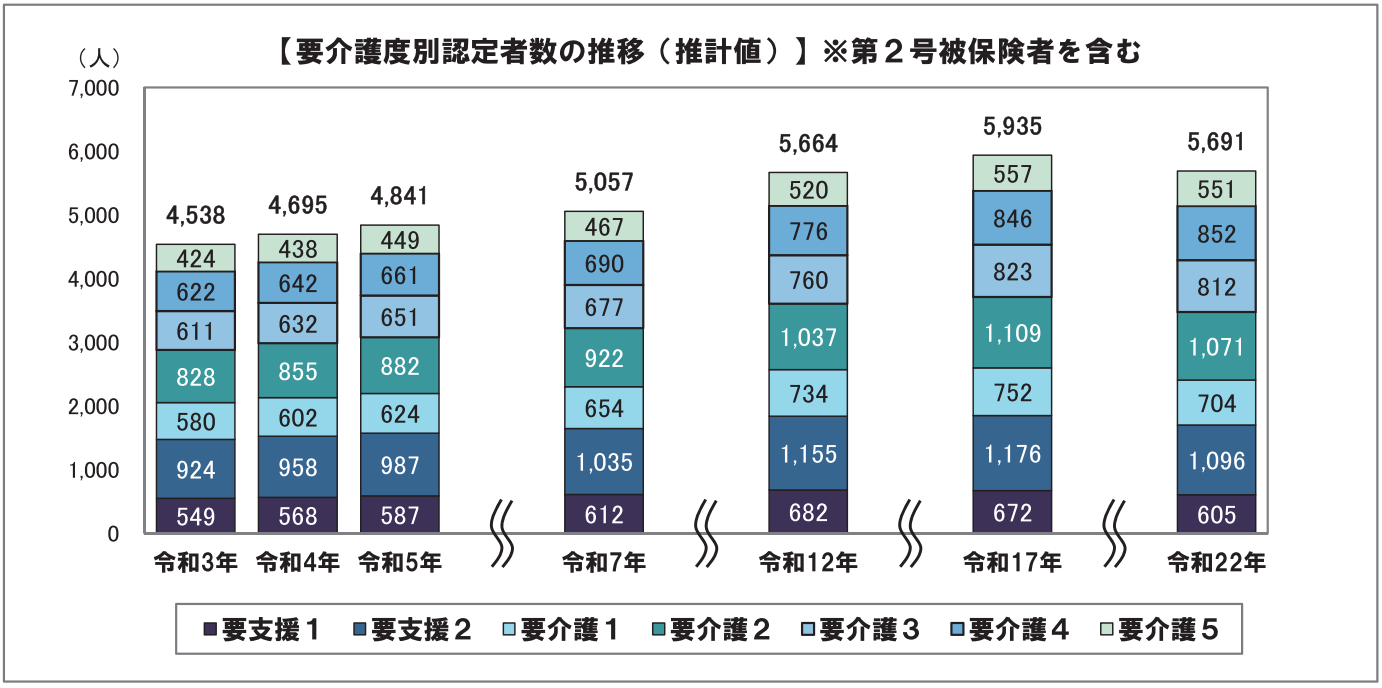


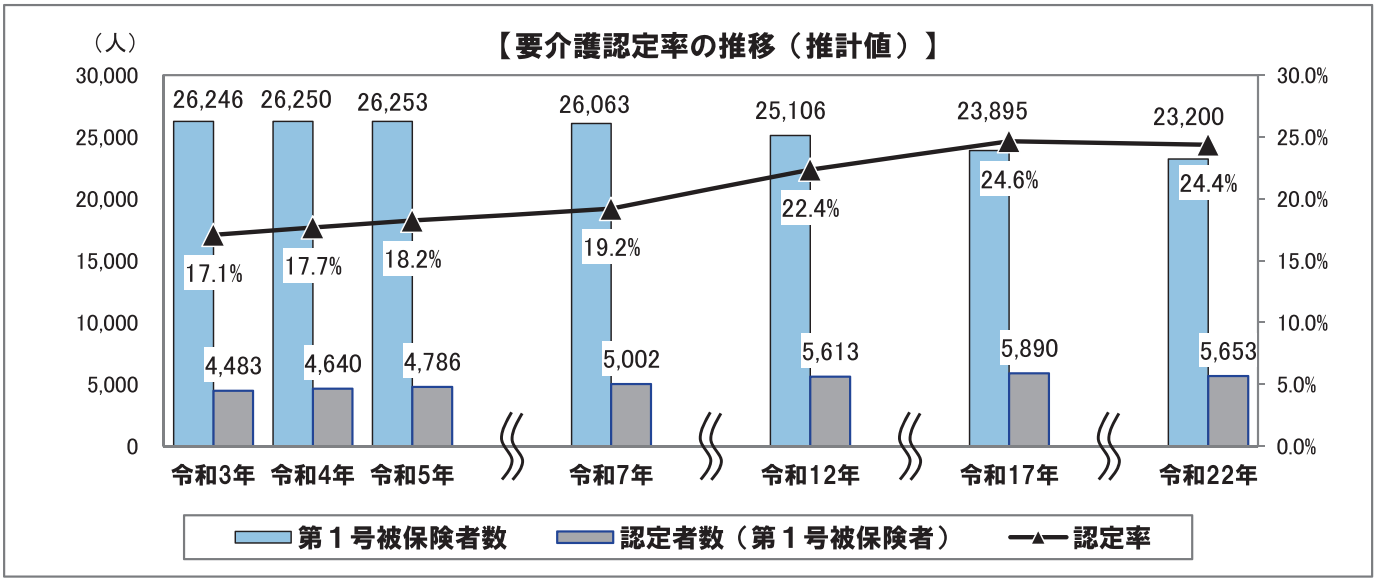


(2) 要介護認定率の推計

今後も後期高齢者の増加に伴い、令和 3 年から令和 7 年までに認定者数は 519 人(11%)増加することが予想され、要介護認定者数のピークは令和 17 年の 5,935 人と見込んでいます。

また、要介護認定率は、令和 2 年に 16.6%であったものが、令和5年に 18.2%、令和7年に19.2%となる見込みとなっています。また、要介護認定率のピークは令和 17(2035)年の 24.6%を見込んでいます。





3 計画の基本的な考え方

（1）基本理念

高齢者が自分らしく生きがいを持って、
住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、
みんなで支え合うまちを目指します

（2）基本目標　～10年先・20年先を見据えた高齢者福祉の確立～

全国的には、2025 年にはいわゆる「団塊の世代」すべてが75歳以上の後期高齢者となり、2040年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となります。

住み慣れた地域で継続して自立した日常生活を送ることができるように、「地域包括ケアシステム」の構築などを推進します。

また、10 年先、20 年先を見据えて、特別養護老人ホームなどの施設整備や、デイサービスセンターの適正配置に取り組みます。

（3）施策目標

①地域で安心して暮らせる体制の整備

地域包括支援センターを中心に、関係機関が連携、協働できる仕組みを構築し、在宅医療・介護の連携、高齢者の住まいの確保などに取り組むとともに、災害や感染症に備えた体制を整備します。

②認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせる取組や、認知症になっても変わらず日常生活を過ごせるまちを目指して、認知症の本人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を軸とした施策を推進します。

③健康づくりとフレイル予防・介護予防の推進

生涯を通じて、いきいきと過ごすことができる元気な高齢者を増やすため、運動・栄養・社会参加を軸とした取組を推進します。

④みんなで支え合う地域社会の構築

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、各福祉施策の横断的な取組と住民活動との協働を推進します。

⑤介護保険サービスの提供体制の整備

介護保険サービスの充実を図るほか、介護人材の確保・育成を行うことで、要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるように支援します。

(4) 今後の市立デイサービスセンターについて

三木市の公共施設は、10 年後に大規模改修の必要な施設が全体の 8 割以上となり、このまま全ての施設を維持・更新するには多額の費用が一斉に必要となります。

このため、市では、平成 28 年度に「公共施設等総合管理計画」を策定し、将来人口規模に見合った公共施設の適正規模・適正配置に取り組んでおり、公共施設再配置計画に盛り込む市立デイサービスセンター（7施設）の今後のあり方を検討しました。

方 針

人口減少の中、民間活力を生かし、現行の介護サービスの質・量の維持・向上を図りながら、公共施設の効率的な設置・運営を推進する

日常生活圏域ごとの市立デイサービスセンターの考え方

65 歳以上の人口、認定者数、デイサービスの利用者の推移を毎年把握しながら、市立デイサービスセンターのあり方について、3年ごとに必要な見直しを行っていきます。

①市立デイサービスセンター口吉川

デイサービスの利用者のピークを迎える 2035(令和 17)年までは、圏域内に民間の事業所の参入がなければ継続する。ピーク後は、他のデイサービスセンターとの統合も含めて今後のあり方を検討する。

②市立デイサービスセンター三木東

他の市立デイサービスセンターは民間移行などを検討するが、当該デイサービスセンターは、地域介護教室や転倒骨折予防教室など市の介護予防事業の活動拠点として、民間移行せず、継続することを原則とする。

③市立デイサービスセンター三木南

2032（令和 14）年頃に耐用年数を迎える空調・給湯設備の更新時期にあわせ、利用状況及び民間のデイサービスセンターの整備状況を踏まえながら今後のあり方を検討する。

④市立デイサービスセンター三木北

2021(令和 3)年から給湯設備などの更新を順次行った後、利用状況及び民間のデイサービスセンターの整備状況を踏まえながら、次回の更新時期である 2035(令和 17)年頃にあわせ、他の公共施設との複合化や民間への移行などを検討する。

⑤市立デイサービスセンター志染

2032(令和 14)年頃に耐用年数を迎える空調・給湯設備の更新時期にあわせ、利用状況及び民間のデイサービスセンターの整備状況を踏まえながら今後のあり方を検討する。

⑥市立デイサービスセンターひまわり

施設の更新時期にあり、建設場所について検討を行っていた。このような中で、市と大和ハウス工業(株)が包括連携協定を締結し「青山7丁目団地再耕プロジェクト」を進めている。その区域に、市が公募し決定する民間事業者が、2023(令和5)年度に特別養護老人ホームとデイサービスセンターを建設し、同施設にデイサービスセンターひまわりを移行する。

⑦市立デイサービスセンター自由が丘

2021(令和 3)年に給湯設備などの更新を行うが、利用状況及び民間のデイサービスセンターの整備・開設状況を踏まえながら、今後のあり方を検討する。

4 具体的施策の展開

1. 地域で安心して暮らせる体制の整備

分野	主な施策
(1) 地域包括支援センターの機能強化	
① 運営体制の強化	○ 地域包括支援センターの適正な運営と周知 ○ 関係機関との連携強化 ○ 日常生活圏域ごとの地域包括支援センターの設置に向けた検討
② 相談体制の充実	○ 介護支援専門員へのサポート
③ 地域ケア会議の充実	○ 個別課題の解決 ○ 地域包括支援ネットワークの充実 ○ 地域づくり・資源開発機能、政策形成機能の構築
(2) 医療・介護連携の推進	
	○ 在宅医療・介護連携支援センターの充実 ○ 地域の医療・介護資源の把握と活用 ○ 医療と介護の連携シートの活用 ○ 在宅医療・介護連携に関する検討体制の構築や研修会の実施 ○ 24 時間 365 日の在宅医療・介護提供体制の構築
(3) 高齢者の居住安定の確保	
	○ 住宅改造の助成 ○ 高齢化に対応した住まいの確保 ○ 有料老人ホームの入居者保護 ○ 生活困窮高齢者の住まいの確保と生活支援
(4) 災害や感染症から高齢者を守る体制づくり	
① 災害時対策	○ 災害時要援護者の名簿と支援体制の整備 ○ 福祉避難所の開設 ○ 非常時の災害計画の点検
② 感染症対策	○ 感染症予防対策の充実 ○ 通いの場などでの感染症対策 ○ 公共施設における感染症対策の徹底 ○ 代替サービスと物資の確保





2. 認知症施策の推進

分野	主な施策
（1）認知症への理解を深めるための普及啓発・本人発信支援	
	○ 地域住民への普及啓発と活動支援（認知症サポーター養成講座など） ○ 学校教育における認知症高齢者の理解促進 ○ 本人・家族の思いの発信支援（「認知症ケアパス」など） ○ 相談窓口の周知
（2）認知症予防の推進	
	○ 認知症予防の理解促進（講座の開催など） ○ 「頭すっきり教室」などの開催
（3）医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	
	○ 早期発見・早期対応の取組（認知症予防健診、頭の健康チェックなど） ○ 認知症初期集中支援チームによる支援 ○ 認知症カフェの支援
（4）認知症バリアフリーの推進	
	○ 地域支援の体制づくり（認知症高齢者等の見守り・SOSネットワークなど） ○ 若年性認知症の方への支援 ○ チームオレンジの体制整備

3. 健康づくりとフレイル予防・介護予防の推進

分野	主な施策
（1）フレイル予防・介護予防の推進	
① 介護予防対象者の把握	○ 虚弱な状態の高齢者の把握（フレイルチェックリストの活用） ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
② 介護予防の普及・啓発	○ 「みっきぃ☆いきいき体操」などの普及啓発 ○ 「みっきぃ☆にこにこ体操」の普及啓発 ○ 介護予防講座・地域介護教室の実施
③ 地域介護予防活動の支援	○ 「みっきぃ☆いきいき体操自主教室」等の育成・支援 ○ 「みっきぃ☆いきいき体操サポーター」の養成 ○ ボランティアポイント事業の推進
④ 地域リハビリテーション活動支援事業	○ 地域リハビリテーション活動支援事業（理学療法士の同行訪問など） ○ 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 ○ 専門職の連携の推進



（2）生活支援・介護予防サービスの充実	
① 生活支援体制の整備	○ 生活支援コーディネーターの設置 ○ 協議体による生活支援体制の推進
② ニーズに応じた介護予防・生活支援サービスの充実	○ 訪問型・通所型サービスの推進（訪問型・通所型サービスCの実施） ○ サービスの担い手の養成（みっきぃ☆家事ヘルパー養成講座） ○ 高齢者の日常生活を支え合う活動の展開（高齢者ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ）
（3）生きがい活動と社会参加の支援	
	○ 老人クラブの活性化、敬老会等の開催支援 ○ 高齢者福祉センターの運営 ○ シルバー人材センターへの支援 ○ 高齢者大学・大学院への支援 ○ 高齢者の文化・スポーツ活動の促進 ○ 公民館活動への支援

4. みんなで支え合う地域社会の構築

分野	主な施策
（1）地域共生社会の実現に向けた取組	
	○ 総合的な相談支援体制の検討 ○ 共生型サービスの普及・啓発
（2）高齢者の権利擁護	
	○ 成年後見支援センターの充実 ○ 成年後見制度の利用者支援、利用促進 ○ 高齢者虐待の防止 ○ 消費者被害の防止
（3）在宅生活の支援	
① 高齢者の生活支援サービス	○ 配食サービス ○ 緊急通報システム事業、福祉電話の貸与 ○ 外出支援サービス、訪問理容サービス ○ 軽度生活支援事業 ○ 生活支援型ホームヘルプサービス ○ 高齢者の社会参加と交流
② 家族介護者の支援	○ 認知症高齢者に対する見守り支援サービス（小型発信装置の貸与） ○ 家族介護者交流会 ○ 家族介護教室 ○ 介護用品等の支給 ○ 生活支援型短期入所



５．介護保険サービスの提供体制の整備

分野	主な施策
（１）介護保険制度の円滑な運営	
① 介護保険制度の普及啓発	○ 介護保険制度の冊子を作成 ○ 介護保険料の収納率を向上 ○ 各種行事や出前講座、啓発イベントなどを通じた制度の周知や理解の深化を促進
② 介護保険サービスの基盤整備	○ 施設・居住系サービスの計画的な整備 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能居宅介護、介護老人福祉施設などについて、公募の上で整備 ○ 介護サービスの質の確保
③ 介護給付の適正化	○ 要介護認定の適正化 ○ ケアプランの点検 ○ 住宅改修等の点検 ○ 医療情報との突合・縦覧点検 ○ 介護給付費の通知
（２）介護保険サービスの質の向上	
① 事業者への指導監督	○ 事業所の人材育成の支援 ○ 適切な調査権限による指導・監査の実施 ○ 第三者サービス評価の受審の徹底 ○ 運営推進会議を活用した評価の実施の徹底
② 相談・苦情解決体制の充実	○ 要介護認定やサービスの相談・苦情に対する受付体制の強化
（３）介護従事者の人材の確保・育成	
① 介護従事者の人材確保とスキルアップ支援	○ 介護人材の育成・確保 ○ 介護の仕事の魅力を発信 ○ 介護事業者による情報交換等の支援
② 介護従事者の離職防止	○ ハラスメントなどによる介護職員の安全確保・離職防止対策 ○ 管理者・リーダー向けの研修の実施 ○ ICTを活用した職場環境づくりの支援

［施設整備計画（新規予定分）］

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和３年度（＋１事業所）、令和５年度（＋１事業所）
看護小規模多機能型居宅介護	令和４年度（＋１事業所、定員 29 人）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	令和５年度（＋１施設、定員 100 床）
有料老人ホーム	令和４年度（＋１施設、定員 30 床）

6．主な目標値

目標	(R 元年度)	R3年度	R4年度	R5年度
認知症サポーター養成講座受講者数	(380 人)	300 人	350 人	400 人
認知症サポーターステップアップ講座受講者数	－	30 人	30 人	30 人
認知症の相談窓口を知っている方の割合	(26.0%) [ﾆｰｽﾞ調査]	－	－	30.0% [ﾆｰｽﾞ調査]
頭すっきり教室の参加者数	(41 人)	50 人	50 人	50 人
頭の健康チェックの参加者数	(200 人)	250 人	250 人	250 人
認知症カフェの開設箇所数	(6 か所)	7 か所	8 か所	9 か所
認知症高齢者等の見守り・SOSネットワークの登録者数	(72 人)	80 人	90 人	100 人
フレイルチェック件数	－	150 件	150 件	150 件
「みっきぃ☆いきいき体操」の参加登録者数	(高齢者人口の 8.1%) [2,134 人]	高齢者人口の 8.3%以上	高齢者人口の 8.5%以上	高齢者人口の 9.0%以上
「みっきぃ☆いきいき体操」の男性参加者数	(259 人)	280 人	300 人	320 人
「みっきぃ☆いきいき体操」を知っている方の割合	(50.9%) [ﾆｰｽﾞ調査]	－	－	60.0% [ﾆｰｽﾞ調査]
みっきぃ☆いきいき体操自主教室数	(109 教室)	113 教室	115 教室	117 教室
みっきぃ☆いきいき体操サポーター数	(87 人)	90 人	95 人	100 人
ボランティアポイント事業登録者数	(137 人)	135 人	140 人	145 人
リハビリテーション専門職による個別相談の実施人数	(99 人)	150 人	200 人	250 人
理学療法士の同行訪問回数	(8 回)	12 回	12 回	12 回
訪問型サービスC （短期集中予防サービス）	－	計画	計画	実施(15 人)
通所型サービスC （短期集中予防サービス）	－	計画	計画	実施(20 人)
みっきぃ☆家事ヘルパー養成講座の受講者数	(11 人)	30 人	30 人	30 人
高齢者ファミリーサポートセンター活動回数	(1,079 人)	1,200 回	1,250 回	1,300 回
高齢者ファミリーサポートセンター協力会員数	(74 人)	80 人	85 人	90 人
成年後見支援センター相談件数	(110 件)	120 件	130 件	140 件



5 介護保険サービス費用の見込みと保険料の設定

(1) 介護保険サービス費用の見込みと保険料の設定

第8期計画期間の介護保険サービス費用については、サービス種類ごとに要介護度別の利用者数を推計し、施設の整備計画などを踏まえながら見込んでいます。

その後、必要な調整を加え、保険料の基準月額を算定しています。

（単位：千円）

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	6,491,923	6,846,560	7,123,099	20,461,582
総給付費	6,093,697	6,456,276	6,720,552	19,270,525
特定入所者介護サービス費等給付額	218,284	205,809	212,275	636,367
高額介護サービス費等給付額	152,815	156,418	161,340	470,573
高額医療合算介護サービス費等給付額	22,084	22,857	23,576	68,517
算定対象審査支払手数料	5,044	5,200	5,356	15,600
地域支援事業	346,900	352,858	367,326	1,067,084
合計	6,838,823	7,199,418	7,490,425	21,528,666

標準給付費・地域支援事業費見込み額（令和3年度～令和5年度）： 21,528,666 千円

第1号被保険者負担分相当額（令和3年度～令和5年度）： 4,951,593 千円

+）調整交付金相当額： 1,055,964 千円
−）調整交付金見込額： 803,677 千円
−）準備基金取崩額： 381,000 千円
−）保険者機能強化推進交付金等の交付見込額： 76,089 千円
=）保険料収納必要額： 4,746,791 千円

保険料収納必要額を予定保険料収納率 97.5%で補正した値： 4,868,504 千円

÷

所得段階別加入割合補正後被保険者数（令和3年度～令和5年度）： 81,134 人

=

基準保険料額（月額）： 5,000 円（年間 60,000 円）

（2）所得段階別の介護保険料

65 歳以上の方（第１号被保険者）の保険料は、本人・世帯の所得等の状況に応じて決まります。
三木市の第8期計画期間中（令和3年度～5年度）の所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

所得段階	対象者		基準額に対する割合	介護保険料	
				年額	月額換算
第１段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者等、及び世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等（※）が 80 万円以下		基準額×0.3	18,000 円	1,500 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等（※）が	80 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.5	30,000 円	2,500 円
第3段階		120 万円を超える	基準額×0.7	42,000 円	3,500 円
第4段階	市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で、本人年金収入等（※）が	80 万円以下	基準額×0.9	54,000 円	4,500 円
第5段階（基準額）		80 万円を超える	基準額×1.0	60,000 円	5,000 円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額（※）が	120 万円未満	基準額×1.2	72,000 円	6,000 円
第7段階		120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.3	78,000 円	6,500 円
第8段階		210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.5	90,000 円	7,500 円
第9段階		320 万円以上 400 万円未満	基準額×1.7	102,000 円	8,500 円
第 10 段階		400 万円以上 600 万円未満	基準額×1.75	105,000 円	8,750 円
第 11 段階		600 万円以上	基準額×2.0	120,000 円	10,000 円

（※）・「本人年金収入等」は、課税年金収入額＋合計所得金額をいいます。
・第１段階～第５段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から１０万円を控除した金額を用います。
・第６段階～第１１段階の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から１０万円を控除した金額を用います。



三木市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画
【概要版】
令和3年3月発行
発 行 三木市 健康福祉部 介護保険課
〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号
TEL 0794-82-2000 FAX 0794-82-5500